



広 地域安全ニュース
報 くるしま

NO.544
発行所
今治地区防犯協会
今治警察署
電話 34-0110
FAX 31-7001

万引きは犯罪です!

「万引き」は、お金を払わずに、お店から品物を持って出ることです。つまり**ドロボウ（窃盗）**です。



せつとう 窃盗 = 10年以下の懲役又は 50万円以下の罰金

（刑法第 235 条）

★ 許しません！「万引き」。ルールを守ろう。

社会には、ルールがあります。自分のものと他人のもの
のけじめをつけることが必要です。

ひとのものをとったり、ウソをついたりしていると、誰か
らも信用されなくなります。

「ちょっとだけ」「だれも見てない」「友だちもしているから」
は、何の言い訳にもなりません。



★ 「自分はしてない」といっても罪になります。

人に万引きをさせる、万引きをするように誘う、見張りを
していただけ、盗んだものだと知っていて、もらったり売っ
てもらったりする・・・

これらは、どれも犯罪です。また、見つかったら買取れば
いい」は、大間違いです！犯した罪をなかったことにするこ
とはできません。



万引きをして得する人は・・・

お店の人の怒り、お店への損害、見つかってはじめて罪の
重さに気づくあなた。警察署で厳しく取り調べられ・・・迎
えに来た保護者の悲しむ顔。万引きをして得する人はだれも
いません。

あなた自身が信用を失い、あなたを大切に思っている人を
悲しませることになります。



令和3年11月25日から12月1日は 犯罪被害者週間です！

とどけよう やさしいところ おもいやり

児童ポルノ根絶に向けて

警察では、児童の権利と将来を守るため、児童ポルノの根絶に向けた対策を強化しています。

児童ポルノの根絶のためには、社会全体での取組が必要です。皆様のご協力をお願いします。

※ 児童ポルノとは、18歳未満の者の「性交及び性交類似行為等」や「衣服を着けない児童の姿態で、殊更に性的な部位が露出または強調され、かつ性欲を興奮させ又は刺激するもの」等に係る写真やDVD等をいいます。

メールでは本当の相手が見えません

悪意を持った大人が、言葉たくみに子どもをだましたり脅したりして自分の裸等の写真を撮影させたとえ、携帯メール等で送信させる事件が多発しています。

インターネット上に流出した写真は、コピーや保存が簡単にできるため、完全な回収

・削除はほぼ不可能です。写真を送るように言われても、絶対に相手に送らないでください。

被害に遭ってしまったら、一人で悩まず、直ちに家族や最寄りの警察署へ相談してください。

子どもに携帯電話を持たせていなくても

子どもに携帯電話を持たせていなくても安心はできません。携帯音楽プレーヤーやゲーム機などには、カメラ機能が付いているものやWi-Fi回線を使用してインターネットに接続できるものがあります。

また最近では、自宅以外でも公共施設やコンビニ、飲食店などに無料で自由に利用できるWi-Fi回線が設置されている場所も多くなっていますので、思わぬところで子どもが犯罪に巻き込まれてしまうことも十分考えられます。

その電話、本物の職員からですか？

警察官や市役所職員を
装った不審なメールや電話に注意
還付金詐欺等の被害に
遭わないために！



- ★ 医療費の還付があります
- ★ 予防接種の予約が優先的にできます
- ★ ATMで受取ができます
- ★ メールに記載のURLにアクセスして



これらは全て 詐欺の手口です！

「介護保険の振込が間違っていた」「医療費の還付があります」「予防接種の予約が優先的にできます」「高額宝くじ購入の権利が当選しました」「荷物が届いています不在のためお預かりしています」等のURLが記載されたSMSやメール悪質商法等にご注意下さい！

- メールに記載のURLにアクセスしない
- 提供元不明のアプリはインストールしない
- 不自然な添付ファイルは開かない
- 警告文が表示されれば、その操作はやめる

不審な電話やメールなどがあれば相手に連絡する前に警察や家族に相談しましょう。

警察相談専用電話 #9110
または、今治警察署
0898-34-0110

